

平成 29 年 1 月 25 日

近藤將允

## 支那事変について

支那事変に関する東書の表現は、「毛沢東の共産軍と国民党が協力して抗日統一戦線が結成されました」と中国の子供たちに教えるような内容になっているが、日本の子供たちに支那事変を教えるうえで最も重要なポイントが全く書かれておらず不適切である。

支那事変については、四つのカテゴリーに分けて分析すると真相が見えてくる。

1. 当時日本軍は何故中国に駐留していたのか、それは侵略によるものか？
2. 支那事変を仕掛けたのは日中どちらか、最初の一発はどちらから？
3. 中国共産党の謀略説について
4. 蘆溝橋事件を契機として日中全面戦争に至った要因は日中どちらにあるか

1. 日本軍は何故中国に駐留していたのか、それは侵略か？

先ず第一に支那事変勃発当時、中国に何故日本軍が駐留していたかについて、その経緯を詳らかにすることが求められる。

1900 年北清事変が勃発し、義和団が「扶清滅洋」のスローガンのもと各国公使館のある北京へ向け進撃した。

これに力を得て清国は列強に宣戦布告し、列強 8ヶ国は居留民保護のため出兵した。書記官を殺された日本も列強の一員として出兵した。

清国は敗れ、1901 年 9 月 7 日列国との間に北清事変最終議定書（北京議定書）が調印された。

この議定書により日本を含む列国は、中国領土内に駐留権を得たのものであるから、その内容についてもう少し詳しく見る必要がある。

以下、「蘆溝橋事件」勃発の真相 平成十五年盛夏 支駐歩三会からの引用。

首都の北京に列国公使館区域を設定するとともに（第 7 条）外国軍隊の北京・天津地区における無期限駐兵を認めた（第 13 条）

第 7 条にいう公使館区域とは、首都北京の中心である天安門東南に隣接する高

い石壁で仕切った東交民港と呼ばれる地区で、列国の外交団が居住するとともに、これを護衛する軍隊の兵営や練兵場を含んでいた。

駐兵に関するもう一つの法的根拠は1902年7月天津還付に関する列国との交換公文で、清国軍の天津からの撤退、外国軍隊に鉄道沿線における犯罪捜査や処罰権の付与とともに、「外国軍ハ操練ヲ為シ射撃及野外演習ヲ行フコト自由タルヘク 唯戦闘射撃（実弾射撃の意味）ノ際ニハ単ニ其ノ通告ヲ与ヘ」る、と規定していた。

つまり盧溝橋事件を発端とする支那事変当時、何故日本軍が現地に駐留していたのかは、この議定書に基づく国際法上の正当な権利の行使ということになる。この状況は事実上第二次大戦終了まで維持されたのであり、駐留は我が国の侵略によるものではない。

ちなみに昭和12年7月盧溝橋事件当時、この周辺一帯には日本のほかにも列国の軍隊が駐留していたのである。

その状況は以下のとおりである（K・カール・カワカミ著 シナ大陸の真相より）

	兵士	機関銃	カノン砲	戦車と装甲車
日本	4,080	173	38	9
アメリカ	1,227	121	13	2
イギリス	999	64	10	0
フランス	1,839	135	26	10
イタリア	384	62	4	4

注：当時アメリカも1200人強の軍隊を駐留させていたことを記憶にとどめて頂きたい。

## 2. 支那事変を仕掛けたのは日中どちらか、最初の一発はどちらから？

再び「盧溝橋事件」勃発の真相 平成十五年盛夏 支駐歩三会からの引用

\* 盧溝橋事件直前の特筆すべき事項 ②中国が演習の事前通告を執拗に要求（北支陸軍機関補佐官寺平忠輔少佐35期著『日本悲劇盧溝橋事件』から）

7月4日旅団副官の松山良政少佐29期より、中国第29軍の外交専員林耕宇が、今後日本軍の空砲を使って演習する場合、特に夜間演習の時には、必ず中国側に予め通報して欲しいと、要請してきているが、どうしたらよいかの問い合わせがあり、寺平補佐官（大尉）が次のように答えたと記してい

る。「北清事変の議定書には、実弾射撃を実施する場合には、通報することとなっていますが、空砲使用の場合のことは、何も規定してありませんが、今回に限り特に好意的に通報する。恒例的性質のものでないから、将来これを前例と心得ないようにと、その点を但し書き等で強調しておかれたらいかがでしょうか」とお答えしました。

右の経緯を経て、7月6日、7日、9日、10日の4日間、蘆溝橋の原で昼夜間空砲を使って演習するという通知が、その晩のうちに中国側に通達された。

以上のように記述されているが、寺平忠輔著の「日本悲劇蘆溝橋事件」に描かれている松山良政少佐は、蘆溝橋事件当時の支那駐屯歩兵旅団の副官であるから中国の第29軍が松山少佐を交渉相手としたのは、決して不自然ではなくあり得ることである。

また第29軍の交渉相手が「林耕宇」と特定していること、更に中国側の要求を具体的に述べていることなどから判断して、松山少佐と寺平大尉のやりとりの記述は極めて信憑性に富んでいる。

以上の分析を踏まえて林耕宇の要求を吟味すると、甚だ胡散臭い事態が見えてくる。①議定書で義務化されていない空砲による演習の通報を求めていること、②特に夜間演習の時には必ず予め通報するよう執拗に求めていること、③蘆溝橋事件の7日を含む前後4日間、日本軍が昼夜間空砲による演習を実施するという通知を受けたこと、④常識として空砲で中国の第29軍に戦闘を仕掛けること、言い換えれば日本軍から戦闘を仕掛けることなど絶対に有りえないことなどを勘案すると、決して偶発ではなく中国側が意図して実弾による第一発を撃ち込んだ可能性は非常に高く、上記の日本軍将校のやり取りは、中国側から仕掛けたことの傍証になり得るといえる。

では7日の夜間の出来事の実態はどうであったのか、これも第一次資料である「支駐歩三会」の記述を辿ってみると、以下のとおりとなる。

本件に関する日本側の第一次資料である支那駐屯軍歩兵第1聯隊戦闘詳報には明確に次のように書かれている。

第八中隊（豊臺駐屯の第三大隊所属、中隊長 清水節郎大尉 36期）ハ七月七日午後七時三十分ヨリ夜間演習を実施シ龍王廟付近ヨリ東方大瓦審ニ向ヒ「敵主陣地ニ対シ薄暮ヲ利用シテ行フ接敵」次テ「黎明突撃動作」ヲ演練セリ、而シテ該中隊長カ特に龍王廟ヲ背ニシテ東面シテ演習ヲ実施シタルハ予テ龍王廟付近ニハ夜間支那軍配兵シアルヲ知り其誤解ヲ避ケンカ為ナリ 右演習中該中隊ハ午後十時四十分頃龍王廟付近ノ支那軍ノ既設陣地ヨリ突如数発の射撃ヲ受ク此ニ於テ中隊長ハ直ニ演習ヲ中止シ集合喇叭ヲ吹奏ス 然ルニ再ビ蘆溝橋城壁

方向ヨリ十数発ノ射撃ヲ受ク・・・以下略・・・

上記戦闘詳報を分析するに、①中国第29軍の執拗な要請に応じ事前に通報した7日の夜間演習中に事件が勃発していること、言い換えるならば、①7日の夜間日本軍が空砲で演習することを彼らが承知していたこと、②龍王廟付近には夜間支那兵を配備していることを承知しているので、清水中隊長は彼らの誤解を招かぬよう予め配慮し龍王廟を背にして演習を実施していること、③午後十時四十分頃実弾による攻撃を受けたので、中隊長が直ちに演習中止の集合喇叭を吹奏させていること、④もしこれが、日本軍からの予め準備しての攻撃であったなら、当然実弾は携行しているであろうし、一個中隊程度の少ない兵力での攻撃は考えにくいし、また中国側から実弾を受けて直ちに中止の集合喇叭を吹奏させることなど戦闘の常識としてあり得ないことなどから実弾による最初の一発は、中国第29軍によるものであると思われる。

その後清水中隊長がどのような行動をとったかを含め、中国側と戦闘開始に至る経緯を、少し長いが大事なところなので「支駐歩三会」の資料から引用すると以下のようなになる。

- ①清水中隊長は、状況を一木大隊長（近藤注：清水中隊長の上官）に報告するとともに、大隊主力の進出を掩護するために西五里店に移動した。  
その後、一文字山に敵が居ないのを確かめ同地に移動した。  
大隊主力も逐次一文字山付近に集結した。
- ②一木大隊長は、午前2時45分西五里店付近に到着した大隊主力を掌握して一文字山に前進し、同3時20分同地に到着した。  
然るに午前3時25分又もや龍王廟方面より3発の銃声を聞き、今や中国軍の敵対意志確実で一点の疑いの余地なしと判断し、所要の措置を行うとともに、在北平警備司令官代理である牟田口聯隊長に報告し、前記中国軍の再度の敵対射撃の状況を報告するとともに、断乎攻撃するを可とす、との意見を具申す。牟田口司令官代理は、暫時熟考の後「苟くも2回までも射撃するは純然たる敵対行為なり、断乎攻撃して可なり」、一木大隊長がこの旨を復唱したのに対し「午前4時20分を命ぜり間違いなし」と言明された。  
これにより、歴史的蘆溝橋事件の戦闘が開始されることになった。

この生々しいやり取りは伝聞ではなく、現場の中隊長他、全て当時の関係者のその時点での実際の言動であり、想像で軽々に描けるものではない。  
以上を総合的に考えて、最初の一発は中国から発せられ、これに対し日本側が大隊主力を集結させ、所要の措置を行って体制を整えたのち中国側の敵対意志

を見極め、断乎反撃に転じ事件が勃発したと判断して間違いないであろう。

### 3. 中国共産党の謀略説について

「支駐歩三会」の資料には中共謀略説に関する記述もあり、一概に根拠なしと頭から否定できない資料的な価値があると判断したので参考までに記したい。

## 二、当事者部隊として、蘆溝橋事件に関する調査経緯

### 6. 大塚賢三氏提供の蘆溝橋及通州事件に関する中共側資料

大塚氏は、北京生まれで昭和6年以来北京の日本大使館付陸軍武官室通訳官。昭和11年支那駐屯歩兵旅団の新設に伴い同司令部付、次いで第27師団への改編に伴い司令部付通訳官として活躍、私とは（近藤注：駐支歩三会会長で本資料編纂者、町田一男氏 50期）、武漢攻略以来の親しい仲である。

私が蘆溝橋事件等に関心を持っているということで、私は氏から蘆溝橋及通州事件に関する中共側の貴重な資料として、平成12年左記資料の提供を受けた。この資料の主なもの、国立国会図書館の専門資料部政治史料課に保管されている。

- ① 劉少奇の宋哲元（近藤注：第29軍司令官）に対する抗日民族統一戦線工作の真相（3枚）
- ② 牟田口廉也氏録音記録、中国側資料対照表（1枚）、牟田口廉也氏政治談話録音速記正誤表（1枚）
- ③ 冀東保安隊に1936年中共党支部があった。（1枚）
- ④ 冀東保安隊の決起について（中共人民出版社発行）（3枚）
- ⑤ 冀東保安隊通県決起始末記（当時保安隊第1総隊長張慶餘）（6枚）

右資料は、蘆溝橋及び通州事件が中共の準備された謀略工作によって起こされたものであることを示している。

右資料で重要なものについては、本論の第四で詳述する。

## 四、中共は、蘆溝橋事件を起こす謀略工作をどのように準備したか

この第四項で、劉少奇（毛沢東の文革で失脚した第2代国家主席）や第29軍の第110旅長で中共秘密党員の何基澧による宋哲元軍（第29軍）に対する工作などについて詳述しているが、長くなるので省略する。

九、特殊情報部員による蘆溝橋事件勃発成功の無電を傍受。（元支那派遣軍特殊情報部員、終戦時済南機関長 平尾治氏 52期の手記より）

氏が北支那方面軍々司令部に在勤の折り、上司の秋富繁次郎大佐に蘆溝橋事件について尋ねたところ、即座にあれば中共の仕業に間違いはないと言われ、理由を次のように語られた。

支那駐屯軍は、当時天津に軍司令部が置かれ、その司令部内に少佐を長とする特殊情報班が配置され、無線による情報収集に任じていた。

班に所属する通信手が、蘆溝橋事件発生の深夜、北京大学構内と目される通信所より、延安にある中共軍司令部の電台に緊急無線で呼び出しが行われているのを傍受した。

電信の内容は、平文の明碼で、「2052 0501 0056」—成功—うまくいった—と3回連続して反復送信したという。

その時は何が巧くいったのか判断に苦しんだが、数日してこれは蘆溝橋で日中両軍をうまく衝突させることに成功したと、報告したことに間違いないと分かった。

日本軍と国民党軍を戦わせ、毛沢東軍が漁夫の利を得るコミンテルの戦略が背景にあることを考え併せると、大塚賢三氏の提供資料と言ひ、平尾治氏の手記と言ひ、非常に信憑性が高く中共による謀略工作も十分あり得ると考えても不思議ではない。

#### 4. 蘆溝橋事件を契機として日中全面戦争に至った要因は、日中どちらにあるか

日本軍と国民党軍の間で戦闘行為が行われている最中に、北京の中国軍と日本軍の地方当局はこの事件の報告を受けた。

直ちに彼らは日中共同の調査団を結成し、現地へ派遣した。

その結果、七月八日午前六時に戦闘は止んだ。しかし同日午後三時及び再び午後六時に、中国軍は日本軍に銃撃を浴びせてきた。

翌朝七月九日、中国二十九路軍の代表責任者と日本軍の松井大佐との間に休戦協定が結ばれた。

七月十日午後五時から午後八時の間に、二〇〇名以上の中国兵が迫撃砲を持ち出してきて新たな攻撃を再開した。

これは休戦協定を完全に無視したものであった。

日本軍は当然のことながら応戦して銃撃した。しかしながら休戦協定は再び結ばれた。というのは日本軍はこの事件を地域的なものに限定して、一刻も早く清算したいと熱望していたからである。

七月十一日に日本政府は現地の日中軍に指令を送り、早期解決を図るべく努力

を傾注するよう促した。

同日午後四時、日本側の松井大佐と中国側の張治中（天津市長）及び殷雲（北京の位置している河北省の公安長官）との間で協定は結ばれた。

その協定は次の通りである。

**一、 中国第二十九路軍の代表による謝罪と直接責任者の処罰**

二、 中国軍は、**彼らが日本軍に銃撃してきた蘆溝橋**（マルコ・ポーロ橋）から撤退すること。そしてその代わりに、中国軍と日本軍が接触しないように十分に隔離する意図でもって平和維持部隊を配置すること。

三、 反日的な青シャツ隊と共産党の活動を抑制するための適切な処置をすること。

（以上、k・カール・カワカミ著 シナ大陸の真相より引用）

長い引用になったが、これから幾つかのことが判明した。

①現地での休戦協定が幾度も中国側によって破られている事実。

②日本政府も日本軍も紛争を地域的なものに限定しかつ早急に解決したがっていった事実。

③双方の代表者による最終的な協定の第一項で、宋哲元の謝罪と直接責任者の処罰を明示していること、つまり蘆溝橋事件の発端は、中国側からの第一発の実弾が原因で、従って中国側に責任があることを認めた事実。

④ 協定に規定しなければならないほど、日本軍に対する共産党の活動が活発であった事実。

k・カール・カワカミ氏は、更に七月二十日、宋哲元の誓約にもかかわらず、第三七師の部隊はマルコ・ポーロ橋付近で再び日本軍に対する攻撃を再開したこと、同日七月二一日午前一一時蒋介石は南京で戦争会議を開き、日本に対して戦争の手段に訴えることを公式に採択したと記述している。

**以上これらを総合的に勘案すると日中全面戦争の要因は、色濃く中国側に求められ、更にそこに共産党の謀略工作が絡み全面戦争に至ったと判断される。**

支那事変について四つのカテゴリーに分け総合的に検証してきた。

その検証を踏まえて、自由社及び東京書籍両社の現行教科書にその結果を投影すると以下のような記述をするべきであるとの指摘が可能である。

① 蘆溝橋事件勃発当時、日本軍が駐屯していた根拠・理由の記述（本文）

② 蘆溝橋事件は、中国側からの実弾射撃が発端であったとの記述（本文または、もっと知りたい）

- ③ 蘆溝橋事件やその後の支那事変への中国共産党の謀略工作があったことの記述（コラム若しくは側注）
- ④ 蘆溝橋事件が日中全面戦争の支那事変に至った要因が、中国側にあったことの記述（もっと知りたい若しくはコラム）